

一般社団法人日本神経学会における複数の施設を統合し、単一教育施設として施設認定を受けるための基準

平成26年5月21日制定

日本神経学会の認定施設（教育施設・准教育施設・教育関連施設）として登録申請する際に、同一の事業所に所属する複数の施設を統合して単一施設として認定を受けるためには、次の項目を全て満たすこととする。

1. その事業所が所有する1つの敷地内にある施設群であること、もしくは医療業務上の徒歩圏内であること。申請時に施設間の位置関係を図示し距離あるいは徒歩時間を明記することとする。
2. 申請する全ての施設の医師が、その事業所によって常勤医として雇用されている、またはそれに準じた形態で雇用されている職員であること。
3. それぞれの施設において、別に定める基準（一般社団法人日本神経学会認定施設基準）を満たしていること。このとき申請する施設の中で最も上位の施設基準を満たす施設にあわせて認定することを可能とし、その施設を代表施設とする。代表施設が変更になる場合は、再度申請を行うこととする。
4. 申請者は、施設を統合して申請するに足る理由を明記し、互いに協力・連携して十分な神経内科専門（専攻）研修が行えることを証明する統合カリキュラムを作製して提示すること。

※常勤医とは、週4日以上かつ週32時間以上診療にあたる者と定義する。当直は2日扱いとする。名義上の大学の非常勤医(員)、大学院生、研究生を含む。(学会HPの「Q&A」参照)

附則

この基準は、平成26年5月21日から施行する。